

会 議 録

会議の名称	平成29年度第2回飯塚市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成29年10月19日（木） 13:30～15:00
開催場所	飯塚市役所 本庁 7階 第一委員会室
出席委員	中村委員、右橋委員、藤井委員、松浦委員、西園委員、田中委員、勝田委員、江口委員、吉野委員、藤田委員
欠席委員	竹下委員、高山委員、渡辺委員
事務局職員	市民環境部：中村雅彦 医療保険課：井桁政則、佐藤幸代、原野正俊、淵上憲隆、田原裕亮、 税務課：長尾恵美子、瓜生敦之
会議内容	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 国民健康保険事業費納付金の試算結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 納付金及び保険料の算定方法について説明。 ➤ 飯塚市では、27年度の納付金相当額は「13万633円」に対して、29年度納付金試算額は「12万418円」、対27年度伸び率は92.18%、「1万215円」負担が減るという試算結果。 <p>(2) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県は、市町村とともに国保を運営。県は、財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担う一方で、市町村は、住民に身近な決め細かい事業を引き続き担うこととなり、県と市町村が一体となって、共通認識の下で国保の財政・事業運営を行うための統一的な運営方針を定める。 ➤ 「基礎的事項」として、①国民皆保険の基盤をなす国保制度が、持続可能なものとして円滑に運営されるよう運営方針を策定。②将来の保険料の県内均一化を見据え、住民サービス向上等を目指し、財政運営の改善、事務の効率化を推進。③国保運営方針の対象期間は6年間。3年毎に検証を行い必要な見直しを実施。 ➤ 「財政運営」に関して、①各市町村の現状を踏まえながら、計画的な赤字解消・削減の取組を推進。②保険料の県内均一化の方向性。③標準的な保険料の算定方法を設定。④県繰入金、追加公費等を活用し、納付金制度の導入による市町村の実質的な負担上昇を抑制。⑤激甚災害等特別な事情の発生時には、該当市町村へ県基金から資金を交付。

- 「事業運営」に関して、①市町村ごとに、保険料の目標収納率を定め、収納対策の取組を推進。②市町村のレセプト点検の共同実施を検討するとともに、情報統計・分析に基づくレセプト点検の充実・強化を図る。③保険者努力支援制度による国交付金を活用し、特定健診・保健指導をはじめとした市町村の医療費適正化の取組を支援。④住民サービスの向上・均一化等の視点から、国保事務の標準化等を30年度から順次実施。
- 高額療養費の多数回該当が、県内の市町村間の異動についても、該当回数が通算されるようになり、被保険者の負担軽減。
- 葬祭費の支給額が4万円から3万円に統一。
- 被保険者証の更新について、高齢受給者証と一体化したうえで、有効期間が8月から7月末までに統一されることにより、今年度更新の保険証の有効期限を7月末までとした通常より有効期間が3か月短い保険証とすることにより、来年8月から更新時期を統一。
- 「算定方法等の基本的な考え方」について、①30年度から施行される国保改革に対しては、県内の市町村国保の現状を踏まえて対応。②30年度直ちには保険料の均一化は行わず、市町村の医療費水準を平準化し、中長期的に均一化。③公平な負担となるよう、所得水準と医療費水準に応じて、各市町村で納付金を分担。④新制度への円滑な移行を図るため、市町村の実質的な財政負担に大幅な上昇が生じないように緩和措置を実施。
- 「算定方法に係る事項」について、①市町村ごとの医療費水準の格差を、そのまま納付金の算定に反映。②納付金の算定方法は、3方式、応益分と応能分の割合は、1対国が示す係数とする。③賦課限度額は、国の政令基準（医療分540,000円、後期高齢者支援金分190,000円、介護納付金分160,000円、計890,000円）とする。④県繰入金等を活用し、制度変更による市町村の実質的な財政負担の上昇を抑制。⑤その他納付金等の算定に必要な項目を設定。

(3) 国保税率改正に係る検討課題について

- 現行の、医療分、後期高齢者支援金分は「4方式」、介護納付金分は「2方式」を「3方式」に変更するかどうか。
- 県が提示する市町村標準保険料率をそのまま採用するかどうか。
- 県が提示する市町村標準保険料率を参考に、毎年、税率を改正するかどうか。

(4) 今後のスケジュールについて

- 第3回協議会を11月下旬から12月初旬までの間に開催し、課題の整理と併せ、答申（案）を提示。12月下旬までに第4回協議会を開催し、答申（案）を決定。年明け早々に市長への答申、県か

	<p>らの納付金等の確定通知を受けて最終的に改正税率等を決定。</p> <p>(5) 平成 29 年度国民健康保険特別会計決算見込等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般被保険者に係る医療費は約 1 億 1 千 600 万円増の 80 億 3 千万円で歳出総額 167 億 7 千 900 万円の決算見込。 ➤ 国民健康保険税は被保険者数の減などにより約 1 億円減の 24 億 5 千万円、28 年度からの繰越金が 5 億 1 千 600 万円あり、歳入総額約 4 億 8 千 400 万円増の 171 億 5 千万円の決算見込。 ➤ 歳入総額 171 億 5 千万円から歳出総額 167 億 8 千万円の収支差引、約 3 億 7 千万円は、平成 30 年度からの制度改革による急激な保険料上昇や保険給付費等が増加することによる納付金不足に備え、新制度開始以降の国保事業の安定的な運営のために、基金に積み立て。 <p>(6) 平成 28 年度特定健診等の実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 28 年度特定健康診査の受診率は、49.9%、昨年度より 2.2% 上昇。 ➤ 平成 28 年度特定保健指導の対象者 1,305 人で、保健指導終了者は 1,094 人。 <p>3 閉 会</p>
<p>会議資料</p>	<p>平成 29 年度 第 2 回 飯塚市国民健康保険運営協議会資料</p> <p>資料 1 国民健康保険事業費納付金の試算結果について</p> <p>資料 2 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）について</p> <p>資料 3 国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）について</p> <p>資料 4 国保税率改正に係る検討課題について</p> <p>資料 5 今後のスケジュールについて</p> <p>資料 6 平成 28 年度特定健康診査等の実績について</p> <p>参考資料 国保事業費納付金の算定方法（イメージ）</p>
<p>公開・非公開 の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 なし)</p>
<p>その他</p>	